

香川県立保健医療大学大学院研究科担当教員資格審査規程

(趣旨)

第1条 この規程は、香川県立保健医療大学大学院学則第18条第2項の規定に基づき、研究科担当教員を認定するための資格審査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(資格の要件)

第2条 研究科担当教員となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつその担当する専門分野に関し、高度の教育研究上の指導能力があると認められる者とする。

- (1) 博士の学位を有し、研究上の業績を有すると認められる者
- (2) 研究上の業績が前号に準ずると認められる者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(資格の判定)

第3条 研究科担当教員の資格の判定に当たっては、教育研究上の指導能力、研究業績、学会及び社会における活動等を考慮の上、次の資格について判定する。

- (1) 研究指導教員：研究指導を担当する資格を有する教員
- (2) 科目担当教員：講義、実験・演習及び実習を担当する資格を有する教員

(資格審査委員会の設置)

第4条 研究科担当教員の資格審査を行うために、香川県立保健医療大学大学院研究科担当教員資格審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会は研究科長及び研究科専門委員会委員で構成し、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 3 委員会に委員長を置き、委員の互選とする。
- 4 委員会の議事は、すべての委員の3分の2以上の賛成で決するものとする。

(研究科担当教員の審査)

第5条 委員会は、前条の審査に付託された者について、個人調書及び研究業績により審査を行う。必要な提出書類は次のとおりとする。

- (1) 履歴書(大学の設置等の認可申請に係る書類の別記様式第4号(その1)の書式による。)
- (2) 教育研究業績書(大学の設置等の認可申請に係る書類の別記様式第4号(その2)の書式による。)

- 2 前項の規定にかかわらず、本学で資格認定された担当教員が研究指導教員として担当するときは、資格審査を省略することができる。
- 3 委員会は、審査の結果を研究科委員会に報告する。

(選考)

第6条 研究科担当教員の選考は、委員会の報告を受けた研究科委員会の議を経て学長が行う。

(資格審査結果の報告)

第7条 学長は、研究科委員会の審査結果を、各専攻長を通じて該当者に通知する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年1月17日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月7日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。